

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和6年5月14日（火） 午前10時から午前10時50分まで
3 開催場所	本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 長谷川堅一 調達契約課主査 小林良 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課契約財産担当副主幹 井原崇視 営繕課長 利藤浩一 下水道工務担当参事（兼）下水道工務課長 長谷和哉 北工事事務所維持担当主幹 稲垣喜輝
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 解体工事1件について、対象案件で多くの入札者が同額の入札によるくじの対象となっているが、本工事では35者の参加に対し、最低未満11者、くじ9者となっており、他と傾向が違うように見受けられるが、事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事は建築の設計基準に基づいた解体工事であり、単価の予想が困難であることから、落札意欲の高い業者であっても最低制限価格の積算が細部で異なるため、入札額がまばらになったと想定します。

(委員)

Q 対象案件のうち、同様の工事種別の工事はありますか。

(事務局)

A 対象案件中、他に2件の工事が同様の工事種別となっています。

(委員)

Q 津市高茶屋市民センター改修工事について、くじの対象業者がなく、落札率についても99%を超え高くなっていますが、その理由について事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事の入札結果について、2者が最低制限価格を狙い入札を行ったところ、入札額が最低制限価格を下回りいずれも失格となりました。一方、残りの3者が予定価格に近い額で入札を行っており、結果的に高い落札率になったと推測しています。

(2) 指名停止措置等の運用状況

質疑無し

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 島崎町地内道路改修工事

(委員)

Q 本工事の入札結果について、同時期の道路改修工事ではほぼ全ての参加業者がくじの対象となったのに対し、本工事では39者の参加に対し29者のみがくじの対象となっており、比較的少数となった理由を事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事の入札結果について、最低制限価格が7,890,000円であるのに対し、くじの対象とならなかった業者10者は全て7,900,000円、くじの対象となった業者は最低制限価格と同額でした。

津市では最低制限価格を1万円未満切り捨てとしており、落札意欲の高い業者が最低制限価格を目指し入札額を積算した場合であっても、千円台以下の差により、競争結果が変わることがあります。本工事についても、同様の理由により、結果に差が生じたものであると推察しています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 津市一志学校給食センター長寿命化改修工事

(委員)

Q 本工事の参加要件を満たす業者が15者であるのに対し、応札者が2者と少なくなった理由について、事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 本工事の仕様について、工期は給食が不要な学校の夏季休暇中に限られており、また、工事の内容が、防水工事、外壁改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、厨房機器設備と複合的であります。これらを工期内に施工するにあたって、工種ごとの調整が複雑で困難なことから、本工事に魅力を感じる建築一式業者が少なく、結果的に応札者数が少なくなったと考えています。

(委員)

Q 応札者のうち1者は最低制限価格未満のため失格となっているが、積算を誤る理由について、事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事が建築一式であり、単価の積算が困難であることに加え、工事内容が複合的であるため、読み間違いが生じたものと推察しています。

(委員)

最低制限価格を約30万円下回ったことで失格になった業者がいた結果、最低制限価格を約900万円上回る価格で応札した業者と契約することとなり、財政的に不経済な結果となっています。

最低制限価格と入札金額の差を見比べたときに、最低制限価格未満の業者が絶対に施工できないのなら仕方ないですが、僅差で最低制限価格を下回った業者が、直ちに失格とならないような工夫が、もう少しあっても良いのではないのでしょうか。最低制限価格制度上では、やむを得ないとは思いますが、受注意欲の低い業者と不経済な契約をすることは、一般的には違和感を覚える結果になっていないのでしょうか。

その点について、無理を承知でお願いしますが、より良い入札制度のために御検討をお願いします。

※ 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

(3) 東千里東部処理分区公共下水道工事

(委員)

Q 本件で、価格以外の評価点が1位の業者と2位の業者との点数差を見ると0.4点となっています。評価項目ごとに結果を見ると、1位の業者が2位の業者を上回っているのは4項目、2位の業者が1位の業者を上回っている項目は4項目となっており、僅差と言えます。

この評価項目のうち、他工事の受注状況と配置予定技術者の所で1位と2位の業者で点差が開いているかと思います。

そこで、他工事の受注状況のうち、2,500万円という金額を設定している理由についてお尋ねします。

もう1点、配置予定技術者の45歳以下を若年として設定した理由についてお尋ねします。

(事務局)

A 2,500万円としている理由ですが、本市では、建設業法の技術者の配置要件とは異なりますが、設計金額が2,500万円以上の工事については2級以上の技術者を配置することとしていますので、2,500万円を区切りとして設定しました。また、手持ち工事量の評価項目を設定している県内自治体においても、2,500万円を区切りとしていることから、妥当な金額であると考えます。

若年技術者の評価項目は令和5年6月から設定したのですが、評価項目を設定するにあたり、過去の総合評価落札方式における配置予定技術者

の年齢を分析したところ、45歳以下の配置予定技術者は約13%でした。35歳以下と設定している自治体があることは把握はしておりますが、仮に35歳と設定した場合、本市ではほとんどの業者が若年技術者を配置できなくなる可能性が高いため、45歳以下として設定したものです。

(委員)

他の自治体と比べ、津市は比較的年齢設定は高めかなという印象です。一方、受注者の受注状況は2,500万円となっています。建設業法では技術者の専任が必要な工事は、請負代金2,500万円から3,500万円、さらには4,000万円と緩和されています。それに合わせて他工事の受注状況の金額も緩和しても良いのではと感じました。

(委員)

先ほどの事務局の説明で、若年技術者の年齢を45歳より引き下げると若年技術者の配置が難しいとの説明がありましたが、仮に35歳に引き下げた場合、現時点で配置できる技術者がいない業者は、総合評価で高い点を得るために新たに若い技術者を雇用するのではないのでしょうか。若年技術者が現に配置できるかどうかという観点もわかりますが、すぐに加点が得られなくとも政策的な観点で評価項目を設定するということも検討してみてはいかがでしょうか。

(事務局)

総合評価の評価項目は、検討を重ねながら他工事の受注状況は工事を受注していない業者ほど高い点が取れるようにしています。その他の項目についても、その工事に対して意欲のある業者が受注できるようにと考えて設定しています。来年度の評価項目については、政策的な観点からも検討したいと思います。

※ 本件については適正に処理されているものと認める。